

## 第2部 比較の中の地方自治条項

第1部においては、地方自治の保障を求めた国際的文書であるヨーロッパ地方自治憲章等を対象として、それらが国際的スタンダードとして求める地方自治の諸原則についてみてきた。しかし、それらは国際的文書であり、現実の地方自治の保障は、各国の憲法等の規定に基づいて行われる。そこで、各国が地方自治をどのように保障しているかを、各国の憲法規定によりみてみたい。次に、それらと比較した上で、我が国の憲法における地方自治保障規定の特色を探り、どうして我が国の憲法がそのような特色を有するのかに関して、特に、憲法制定過程に注目してみたい。また、旧憲法調査会におけるその改正論議についてもふれてみたい。問題意識は、憲法による保障規定に各国間でどのような違いがあるのか。また、その中で、我が国の憲法の保障規定はどのような位置にあるのかである。

### 第1章 諸外国における地方自治保障規定

#### 第1節 対象国の選択と区分

対象とする国を選択するに当たっては、まず、ヨアヒム・J・ヘッセとローレンス・J・シャープが提示した地方自治システムの3分類(「南欧型」、「アングロ型」及び「中欧・北欧型」)を参考として、それぞれのタイプごとに、次のような国を対象とした(注)。なお、対象とした国々の憲法における地方自治の保障規定については、別添資料7を参照されたい。

##### 南欧型

・フランス、イタリア、ベルギー、スペイン

##### アングロ型

・イギリス、ニュージーランド、アイルランド(単一型国家)

・米国、カナダ、オーストラリア(連邦制国家)

##### 中欧・北欧型

・ドイツ、オーストリア、オランダ(中欧)

・スウェーデン、デンマーク、ノルウェー(北欧)

(注)ヨアヒム・J・ヘッセ編、木佐茂男監修、北海道比較地方自治研究会訳「地方自治の世界的潮流：

20カ国からの報告(下)」(信山社、1997年)p594 - 596参照。

なお、同書p596において、日本は、「主として法律的ベースでは」という留保付きであるが、この3分類の中では「中欧・北欧型」に含まれるとされている。

#### 第2節 南欧型

##### 1 フランス

フランスは、1958年制定の憲法(第5共和制)を持つ。地方自治に関しては、第34条で、地方自治体の自由な運営、権限及び財源に関する基本原則は、法律で定めるとするとともに、第12章「地方自治体」が設けられている。2003年の憲法改正により、地方分権を強化する方向で、この第12章は全面的に改められた。また、共和国の基本理念を定めた第1条についても改正が行われている(注1)。

まず、第1条の「フランスは不可分の、非宗教的、民主的、かつ、社会的な共和国である。フランスは出身、人種あるいは宗教の区別なく、あらゆる市民に対し法の下での平等を保障する。フランスはすべての信条を尊重する。」の後に「その組織は地方分権的とする。」という文章が加えられた。これは、従来、一体不可分の共和国を強調し、強固な中央集権型国家であったフランスの大きな転換である。共和国の一体不可分性は維持しつつも、1982年地方分権改革以後の成果も踏まえた上で、地方分権を憲法の基本理念の1つとして位置付けたものである。

次に、第12章であるが、地方自治に関して第72条から第74条まで、3つの条文があったが、第72条の1、第72条の2、第72条の3、第72条の4及び第74条の1という5つの条文が新設されるとともに、従来の3つの条文についても全面的な改正が行われている。このうち、海外県及び海外領土に関する特例規定を除くと、従来、第72条だけであった地方自治に関する規定が、第72条、第72条の1及び第72条の2という3つの条文から成るものに改められた。

これらの規定のうち、重要と思われる部分について、その改正点と併せてみると、次のとおりである。

まず、憲法上の地方自治体についてである。従来、市町村(communes)及び県(départments)は、憲法上の地方自治体として位置付けられていたが、州(régions)は、法律によって設けられる地方自治体であるとされていた。それが、今回の改正により、州も、市町村及び県と同じく、憲法上の地方自治体であるとされた(第72条第1項)。

第2に、「補完性の原理(the principle of subsidiarity)」の導入である。第72条第2項が新設され、そこでは「地方自治体は、各々のレベルにおいて、もっとも効果的に実施できる権限全体に関し、意思決定を行う使命を有する」と規定された。「補完性の原理」という言葉は直接用いられておらず、また、必ずしも明確な表現とはいえないが、この規定は、「補完性の原理」の考え方を憲法上取り入れたものであるとされている。

第3に、地方自治体の行政権限の明確化である。地方自治体には、従来から、選挙された議会により、かつ、法律の定めるところにより、「自由に運営される」とされ、一般的権限が認められてきたが、その権限の行使について、地方自治体は「地方行政命令権(pouvoir réglementaire)」を有することが新たに明文化された(第72条第3項)。これは、従来の憲法解釈により認められてきたことの確認的な規定とされている(注2)。

第4に、住民参加に関する規定の新設である。従来はなかった、住民投票を始めとする住民参加の規定が新たに盛り込まれた(第72条の1)。

第5に、これも、従来はなかった地方自治体の財政に関する規定の新設である(第72条の2)。地方自治体の財源全体の決定的部分は、税収その他の地方自治体の固有の財源によって占められなければならないとし(同条第3項)、地方税については、地方自治体が税率だけでなく課税標準についても決定することを認めることができるとした(同条第2項)。また、地方自治体への権限移譲や地方自治体の支出を増やす権限の創設・拡大を行う場合には、そのための財源を伴わなければならないとした(同条第4項)。さらに、財政平衡化のための措置が設けられなければならないとしている(同条第5項)。

第6に、地方自治体の実験を認める規定の新設である(第72条第4項)。これは、法律及び行政命令には、対象と期間を限った実験的な規定を含むことができるとする規定が第37条の1として新設されたことと対応するものであり、地方自治体は、法律又は行政命令に基づき、実験的な規定を設け

ることができるとした。

最後に、後見監督に関する規定である。いかなる地方自治体も他の地方自治体に対して後見監督を行うことはできないとする規定が新設されたが(第72条第5項)、従来からあった国の代表による行政監督等の規定は、憲法上依然として残されている(第72条第6項)。

また、法律の提案権を定めた第39条が改正され、地方自治体の組織を主要な目的とした法案は最初に上院(地方自治体、特に市町村代表が多数を占める)に付議されるという規定が第3項として追加された。

## 2 イタリア

イタリアは、1947年制定の憲法を持つ。地方自治に関しては、まず、基本原則を定めた部分の第5条に地方自治に関する原則が規定されるとともに、第5章「州、県、市町村」に詳しい規定が置かれている。なお、第5章については、2001年の憲法改正により、従来の規定が全面的に改められている。

まず、基本原則は、次のように規定されている。

「第5条(地方自治・分権の原則)

一にして不可分の共和国は、地方自治を認め、かつ促進する。共和国は、国家事務において、最も広範な行政上の分権を行い、その立法の原則および方法を、自治および分権の要請に適合させる。」

(衆議院「欧州各国憲法調査議員団報告書」平成12年11月より引用)

この規定は、フランスとは異なり、2001年の憲法改正前からあったものである。やはり、あくまで単一型国家を前提とした上であるが、地方自治を認め、促進するとしている。ただし、分権を進めるが、それは「行政上の分権(administrative decentralization)」を進めるとしている。

次に、第5章であるが、改正前は、第114条から第133条までの20の条文から成っていたが(そのうち14と多くの条文は、専ら州に関する規定であった)、改正後は、同じく第114条から第133条までであるが、その中で5つの条文は削除されているため、15の条文から成るものとなった(専ら州に関する条文も7つに減少した)。また、改正前と同じ条文は、県及び市町村の境界変更及び新設について規定した第133条くらいであり、その他は全面的に改められている。

これらの規定のうち、重要と思われる部分について、その改正点と併せてみると、以下のとおりである(注3)。

まず、憲法上の地方自治体についてである。従来は、市町村(Comune)、県(Provincia)、及び州(Regione)の3つが憲法上の地方自治体とされてきたが、新たに、大都市(citta metropolitana)についても、憲法上の地方自治体として位置付けられた(第114条第2項)。

第2は、州の立法権の強化である。従来は、州は、限定列挙された事項につき立法権を持つとされていたが、改正により、立法権は、国と州が有すると規定されるとともに(第117条第1項)、国の立法権の及ぶ範囲が、州との共管事項も含めて限定列挙され、それ以外は州の立法権が及ぶとされた(同条第2項、第3項及び第4項)。また、州には、従来から憲章(statute)制定権が認められてきたが、その範囲が「内部機構に関する規定」から「政府形態及びその組織と権能の基本原則」に拡大されるとともに、その成立に国の法律による承認が不要となった(第123条)。

改正後においても、市町村、県及び大都市は、立法権及び規則(by-law)制定権を持たない。ただし、その組織に関する及びその事務を果たすための規制権限(regulatory power)は持つということが新たに規定された(第117条第6項)。

また、改正前は、国は、州がその権限を超える立法をしたと認めるときは憲法裁判所に提訴できるとしていたが、改正後は、それと併せて、州も、国や他の州がその権限を侵害する立法を行ったと認

める場合には憲法裁判所に提訴できると規定している(第127条第1項及び第2項)。

第3は、「補完性の原理」の明確な導入である。すなわち、改正後の第118条第1項は、行政事務は、その統一的な実施を確保するために、県、大都市、州及び国に与えられる場合を除き、補完性(subsidiarity)、分化(differentiation)及び適切性(adequacy)の原則を遵守して、市町村に配分されると規定し、その言葉を明記した上で「補完性の原理」を憲法上の原則とした。また、同条第4項では、国や地方自治体は、「補完性の原理」に従い、公益活動のための市民の自主的な取組みを支援するとも規定しており、市民との関係においても「補完性の原理」の適用がみられる。

第4は、地方自治体の財政についての規定である。従来は、州についての規定しかなかったが、改正後は、市町村、県、大都市及び州といった地方自治体すべてについて、その財政自主権を認め、独自の税財源を持つことを認めている(第119条第1項及び第2項)。また、その一方で、国は法律で財政均衡基金を設けなければならないと、国に対して財政均衡化制度の創設を求め、さらに、その基金は、地方自治体が事務を処理するために十分なものでなければならないとしている(同条第3項及び第4項)。

第5は、国の地方自治体に対する関与に関する規定である。従来は、国や州が、地方自治体に対して、合法性の監督や合目的性の監督をすることができる規定があったが、それらはすべて削除された。そして、改正後は、政府(国)が地方自治体に代理するという規定が設けられた(第120条第2項)。すなわち、次に掲げるような場合には、政府(国)は、いつでも、州、大都市、県及び市町村の代理人として行動することができるとされている。

地方自治体が、国際的なルール、条約及びEU法を遵守しないとき。

公共の安全やその確保にとって重大な危険があるとき。

国の法的あるいは経済的な統一を確保するために必要があるとき。

特に、市民権や社会権に関係する基本的な福祉水準を確保するために必要があるとき。

ただし、この代理権が、補完性や公平協力という原則が求める範囲内で行使されることを確保するために、適正な手続を定めた法律が制定されなければならないとも規定している(同項後段)。従来のような、地方自治体を指導して地方自治体に行わせるという行政監督の手法ではなく、問題がある場合には、国が直接代わって行うという手法が採用されたのである。

最後に、州議会や州知事の解散・解職に関する規定がある。憲法違反の行為や重大な法律違反があった場合、あるいは国家の安全のために、共和国大統領は、その命令により、州議会の解散や州知事の解職ができるとする規定である(第126条第1項)。改正前も、州議会の解散については同様の規定があったが、州知事については、州議会から選出されていたため、州議会へその更迭を勧告するとされていた。それが、1999年憲法改正により、州知事は原則直接公選とされたため、両者とも大統領命令により行うことができると改められたのである。

### 3 ベルギー

ベルギーは、1831年に制定された憲法を持つ。当時から「分権化された単一型国家(a unitary decentralized state)」とされてきたが、1993年憲法改正により、その第1条が「ベルギーは、共同体(communauté)と州(région)からなる連邦制国家である。」と改められ、連邦制国家となった(注4)。地方自治に関しては、まず、第6条に、県(province)の境界の細分は、法律によらなければならないという規定があり、第7条に、国、県及び市町村(commune)の境界は、法律によらなければならないと規定がある。次に、第41条で、専ら市町村あるいは県に係る利益は、憲法に定められた原則に従い、市町村又は県の議会が規律すると規定している(同条第1項)。そして、第

8章「県及び市町村制度」があり、第162条から第166条まで5つの条文が設けられている。

このうち、重要な条文は第162条である。そこでは、まず、県と市町村の制度は、法律によって定められるとした上で(同条第1項)、その法律において適用されるべきいくつかの原則を規定している(同条第2項)。そのうち、特に重要と思われるのは、次の4つである。

まず、県及び市町村の議会議員の直接公選を定めている(同項第1号)。

第2に、地方自治体の一般的権限を認めている。すなわち、第41条第1項を受ける形で、県あるいは市町村の利害に関することは、すべて県あるいは市町村の議会が処理するとしている(同項第2号)。ただし、これらは、法律の定める(後見監督としての)承認権を侵害しない範囲で認められるものであるとされている(同号後段)。

第3に、県や市町村を重視した権能の地方分権化を定めている(同項第3号)。

第4に、法律違反や公共利益の侵害を防止するための、後見機関や連邦立法権の介入を認めている(同項第6号)。

以上のことから、地方自治体に対しては、一方で、一般的権限を認め、地方分権化を図るとしつつも、一方では、上位機関による後見監督を認めていることが分かる。なお、公的社会援助センター(*centre public d'aide sociale*)も地方自治体とされるが(注5)、憲法は、これについて何も触れていないため、憲法上の地方自治体は、県及び市町村ということになる。また、1997年の憲法改正において、第41条が改正され、人口10万以上の市町村に直接選挙された構成員からなる市町村内地区機関を設けることができるとしたこと(同条第2項、第3項及び第4項)、さらに、1999年の憲法改正で再び同条が改正され、市町村あるいは県の利益事項は、関係の市町村又は県の住民投票の対象とすることができるとしたこと(同条第5項)は、住民自治の強化という観点から注目される。

#### 4 スペイン

スペインは、フランコ政権後の1975年に王政が復活し、1978年に制定された憲法を持つ国である。その第2条は、国の統一と地域自治について規定し、憲法は、国家としての一体不可分性に基礎を置くが、民族や地域の自治権を認め、保障するとしている(注6)。そして、地方自治に関しては、第8編「地方組織」として、第1章「基本原則」(第137条から第139条)、第2章「地方行政」(第140条から第142条)及び第3章「自治州」(第143条から158条)という3つの章(22の条文)を置いている。

これらのうち、主な規定について取り上げると、次のとおりである。

まず、第137条で、スペインは、自治権を持つ市町村(*municipalities*)、県(*provinces*)及び自治州(*Autonomous Communities*)で構成されるとしている。

次に、第2章で、市町村、県及びその財政について取り上げている。

市町村については、自治を保障するとともに、その管理・運営は市町村長及び議会によって行われるとし、その議会議員は直接公選で、市町村長は議会による選出又は直接公選で選ばれるとしている(第140条)。

県については、市町村の集合から成る法人格を持つ地方団体であるとともに、国家活動が行われる行政区画でもあるとされ(第141条第1項)、その管理・運営は議会により行われる(第141条第2項)。

地方財政については、法律により配分された事務を遂行するために必要な手段が与えられなければならないとし、それは、基本的には、独立の地方税及び国・自治州との共同税により支えられなければならないとしている(第142条)。

そして、第3章で自治州を取り上げ、これについて詳しい規定を置いている。

第1に、自治州の創設についてである。歴史的、文化的及び経済的な共通性を持つ隣接県、島嶼

地域、あるいは歴史的・地域的統一性を持つ県は、関係する県及び市町村の発議により、自治州を組織することができる（第143条第1項及び第2項）。また、そのためには、自治州の最高規範となる自治憲章(Statute of autonomy)案を作成し、それが国会で採択されることが必要とされる（第146条及び第147条第1項）。

第2に、自治州の権限についてである。自治州が取得できる権限が列挙され（第148条）、一方で、国に専属する権限が列挙されている（第149条）。しかし、国固有の権限であっても、自治州に移管することもできるとされている（第150条第1項及び第2項）。

第3に、自治州の財政についてである。自治州には、財政自主権が認められ（第156条第1項）、その財源についても規定されている（第157条第1項）。また、国からの交付金や経済的不均衡を是正するための基金に関する規定も置かれている（第158条）。

第5に、自治州に対する憲法裁判所や政府等による統制の規定があり（第153条）、また、自治州が、憲法や法律に基づく義務を果たさない場合や国家の一般利益を大きく侵害する場合には、政府は、強制的に自治州を義務に従わせるために必要な手段を取ることができるとしている（第155条第1項）。

## 5 南欧型の特徴

以上、フランス、イタリア、ベルギー及びスペインと南欧型の4カ国をみてきた。

この南欧型の特徴は、フランスに代表されるように、従来は、地方自治体が国や上級機関の強い統制を受ける中央集権型の地方自治であった。しかしながら、その様相は大きく変わりつつあることが分かる。まず、本家本元のフランスが、1982年地方分権改革以来の成果を踏まえ、さらに地方分権を促進するため、2003年に憲法改正を行った。また、イタリアも、その直前の2001年に、同じく地方分権を進める方向での憲法改正を行っている。

両者に共通する重要な点は、まず、「補完性の原理」を導入した点である。特に、イタリアは、その言葉自体も明示して導入した。2つ目が、財政についての規定の新設である。地方自治体の財政自主権を認め、強化する一方で、財政均衡化のための制度が必要であることも規定している。

また、フランスやベルギーにおいて、住民投票を始めとする住民参加・住民自治を強化する規定が新設されたことも注目される。

さらに、取り上げた4つの国に共通しているのが、「地域」の台頭である。フランスは、今回の憲法改正により、初めて州を憲法上の地方自治体であると位置付けた。イタリアは、従来から州を憲法上の地方自治体としてきたが、今回の憲法改正により、その権限をさらに強化した。ベルギーは、1993年の憲法改正により、自らを連邦制国家であると規定することにより、州を、地方自治体ではなく国家並みの存在と位置付けた。スペインも、地方自治体というよりも国家的性格を持つ自治州の存在を認めている。

一方で、これらの諸国では、弱められたとはいえ、国（あるいは、それに代わる州）の統制には、まだ強いものがある。フランスは、今回の憲法改正においても後見監督の規定を残し、ベルギー憲法にも後見監督の規定が設けられている。イタリアは、今回の憲法改正で後見監督の規定を削除したが、それに代えて国代理の制度を導入した。また、州議会の解散や州参事会議長を解職する権限を国に認めている。スペインも、憲法上、国が自治州に対して統制することや強制的手段をとることが認められているのである。

(注1) フランスについての記述は、山崎榮一「フランスにおける地方分権の動向(7)」(「地方自治」665、ぎょうせい、2003年)p114以下の新旧フランス憲法の和訳(その後の著者による一

部修正を含む)をベースとして用いている。

(注2) 同上p93。

(注3) イタリアについての記述は、ホームページ([http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/it\\_\\_indx.html](http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/it__indx.html))に掲げられているイタリア憲法の英訳をベースとしている。

(注4) ホームページ([http://www.fed-parl.be/constitution\\_uk.html](http://www.fed-parl.be/constitution_uk.html))参照。また、ベルギーについての記述は、同ホームページのベルギー憲法の英訳及び「衆議院憲法ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書」(平成13年11月)の「別冊 訪問国等の憲法」をベースとしている。

(注5) 自治体国際化協会「ベルギーの地方自治」(クレアレポート第212号、2001年)p11参照。

(注6) スペインについての記述は、ホームページ([http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/sp\\_\\_indx.html](http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/sp__indx.html))に掲げられているスペイン憲法の英訳をベースとしている。

### 第3節 アングロ型

#### 1 イギリス

イギリスは、成文憲法を持たない。憲法は、議会の制定法、判例法及び憲法習律などで構成されている。このうち、議会制定法については、マグナカルタ(1215年)や権利請願(1628年)・権利章典(1689年)から始まって、特に憲法的な重要性を有しているものが憲法に含まれるとされているが、その明確な基準はない。地方自治関係では、スコットランドに議会と行政府の設立を認めた1998年のスコットランド法(Scotland Act 1998)などが憲法に含まれとされる。また、その憲法は、改正に当たって特に厳格な要件や手続が必要とされない一方で、イギリスは、「いかなる法であっても、それを制定し、廃止することができる」国会を持つ国会主権の国でもある(注1)。

以上のことからすると、イギリスにおいては、地方自治は憲法上保障されているとは言い難い。地方自治関係の重要な法律が、たとえ憲法の一部を構成するとしても、それによって地方自治がより強く保障されているというわけではなく、国会が新たに定める法律によって容易にその内容が変更されてしまう。したがって、「成文憲法のないイギリスでは、地方自治体の自治は保障されていない」ということになる(注2)。

大ロンドン市の廃止(サッチャー政権)やスコットランド政府の樹立(ブレア政権)は、その典型的な例であるが、このような地方自治における憲法的改革が、国会で多数を獲得した政権の意向によって簡単に成し遂げられてしまうということである。

#### 2 ニューゼーランド

ニューゼーランドは、1つの成文憲法ではなく、ワイタンギ条約(The Treaty of Waitangi,1840)を始めとするいくつかの基本法(Basic Laws)を持っている国であるとされる(注3)。その中に、憲法的重要性を持つ規定を1つにまとめた1986年憲法法(Constitution Act,1986)がある。しかし、そこには内閣、国会及び司法に関する規定はあるが、地方自治に関する規定は何も置かれていない。したがって、ニューゼーランドでは、地方自治について憲法上の保障はなく、地方自治体は、国の制定する法律に基づいて設置されていることになる(注4)。

### 3 アイルランド

アイルランドは、1937年制定の成文憲法を持つ国である。その憲法には、これまで地方自治に関する規定はなかったが、1999年の第20次憲法改正により、初めて地方自治に関する規定が加えられた。それが、第28条Aである(注5)。

(仮訳)

#### 「第28条A

- 1 国は、地域共同体の民主的代表が討議する場を提供し、法律により与えられた地方レベルの権限・機能を行使・遂行し、また、自主的に共同体の利益を促進するという地方自治体の役割を認める (recognises)。
- 2 法律に基づくところの直接選挙された地方自治体当局があり、その権限・機能は、この憲法の規定に沿って決定され、法律に従って行使・遂行される。
- 3 地方自治体当局の構成員の選挙は、法律に従い、最後に行われた年の5年後の年の終わりまでには行われなければならない。
- 4 国会の下院議員の選挙権を有する市民及び法律で定めるその他の人々は、法律の定めるところにより、本条第2項に規定する地方自治体当局の構成員の選挙権を有する。
- 5 本条第2項に規定する地方自治体当局の構成員に偶々欠員が生じた時は、法律に従って充足される。」

第1項は、地方自治体を、地域共同体の民主的代表が討議する場の提供、法律により与えられた地方レベルの事務の実施、地域共同体の利益の自主的な促進 という3つの役割を担う存在として認めている。これにより、地方自治体は、憲法上明確に保障された存在となった。また、アイルランドの地方自治体は、イギリスと同様に従来は「権限逾越の法理」の下にあったが、「自主的に共同体の利益を促進する」という役割を認められたことで、法律に規定された権限以外の一般的権限を持つ存在となったとみることもできる。なお、第2項以下第5項までは、すべて、地方自治体当局の構成員の選挙に関する規定であり、選挙に関する事項が重要視されていることが分かる。それは、これまで、地方自治体当局の選挙は、中央政府によってお決まりのように中止されてきたからであり、憲法に地方自治に関する規定が設けられたことによる実際上の大きな効果は、5年ごとの選挙が義務付けられたことであると言われている(注6)。

### 4 米国

米国は、1787年制定の成文憲法を持つ国である。また、当該憲法に対しては、その後、修正条項が逐次追加されており、最も新しいのは、1992年の修正第27条(連邦議会議員報酬の変更制限)である。米国は、連邦制国家であることから、憲法には、州に関する規定や連邦と州との関係に関する規定はあるが、地方自治体に関する規定は何もない。米国では、地方自治体は「州の創造物」とであるとされていることから(注7)、地方自治の保障の問題についても、連邦憲法ではなく、各州の問題となるのである。

米国では、地方自治体に対して「ホームルール(Home Rule)」が認められている。「ホームルール」というのは、「地方政府が州政府など外部から加えられる統制を最小限にとどめ、自らの問題を自らで解決していくことができる権限」とされている(注8)。また、50州のうち37州では、州憲法により「ホームルール」が保障されており、州憲法でも州法上でも「ホームルール」について規定されて



いないのは、アラバマ州とバーモント州の2州のみである(注9)。

## 5 カナダ

カナダは、もともとはイギリスと同じく不文憲法の国であった。その憲法は、1867年にイギリス議会が制定した「英領北アメリカ法(British North America Act,1867)」やその改正法等から構成されていたが、1982年に憲法が制定され、現在では、カナダは、成文憲法を持つ国となっている。なお、その憲法には、「1867年憲法」と改称された「英領北アメリカ法」やその改正法等不文憲法時代の多くのものも含まれるとしている(1982年憲法第52条第2項)。カナダは、米国と同じく連邦制国家であり、憲法にも米国と同じく、州に関する規定や連邦と州との関係についての規定はあるが、地方自治を保障した規定は何もない。それどころか、1867年憲法において、地方自治の制度をどうするかは、各州の議会の専属的事項であると明記されている(1867年憲法第92条第8号)(注10)。したがって、カナダにおいては、憲法上、地方自治をどうするかは完全に州に任されていることになる。州は、法律によって地方自治体の設立その他を規定するが、その場合、米国における「ホームルール」の概念に相当するような考え方は存在しないとされている(注11)。

### 1867年憲法(仮訳)

#### 「第92条

各州の議会は、以下に列挙されている事項に関しては、専属的に法を制定することができる。

(中略)

#### 8 州内の地方自治制度(municipal institutions)

(後略)」

## 6 オーストラリア

オーストラリアは、1900年制定の成文憲法を持つ。オーストラリアも連邦制国家であり、憲法には、州に関する規定及び連邦と州の関係についての規定はあるが、地方自治体に関する規定はない。しかも、憲法により連邦議会の権限とされる場合や州議会の権限でないとする場合を除き、連邦成立時に州議会が持っていた権限はすべて継続するとされる一方で(憲法第107条)、連邦議会の権限を列挙した規定の中に地方自治に関する事項は含まれていない(同第51条及び第52条)。したがって、オーストラリアにおいては、地方自治に関する事項は州の権限とされ、地方自治体の創設を始めとする地方制度については、州の憲法又は法律によって規定されている。

## 7 アングロ型の特徴

以上のように、イギリス、ニュージーランド、アイルランド、米国、カナダ及びオーストラリアとアングロ型の国を6カ国みてきた。

アングロ型の特徴は、地方自治は、国が憲法上保障するものではないということである。単一型国家では、地方自治は、法律により定められる。また、連邦制国家では、地方自治は州の管轄であるとして、各州の憲法又は法律により規定されているのである。しかしながら、近年、アイルランドのように、地方自治を憲法により保障する国も出てきた。また、州レベルの憲法であるが、オーストラリアにおいては、憲法により地方自治を保障する州が増えてきている(注12)。

このアングロ型のもう一つの特徴は、「ホームルール」の権能を有する米国を除き、地方自治体は一般的権限を持たず「権限踰越の法理」に服するという点である。しかしながら、この点についても、近年、アイルランド憲法が地方自治体の一般的権限を認めたような規定を設け、また、ニュージーランドやオーストラリアにおいては、国レベルあるいは州レベルで地方自治に関する一般法の改正が行われ、規制行政に関する分野を除き、地方自治体に対して広範な権限を認めるなどの変化が生じてきている(注13)。

(注1)以上の記述は、「衆議院英国及びアジア諸国憲法調査議員団報告書」(平成15年3月)p13に基づくものである。

(注2)Committee of the Regions “Regional and Local Government in the European Union”2001 p228参照

(注3)ホームページ([http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/nz\\_\\_indx.html](http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/nz__indx.html))参照

(注4)自治体国際化協会「地方制度の概要 ニュージーランド」p1参照

(注5)アイルランド共和国首相府のホームページ(<http://www.taoiseach.gov.ie/upload/publications/297.htm>)参照

(注6)Committee of the Regions “Regional and Local Government in the European Union”2001 p144 参照

(注7)1886年のアイオワ州の最高裁判例に基づく考え方であり、ディロンのルール(Dillon's Rule)と言われている。

(注8)自治体国際化協会「アメリカにおけるホームルール」(クアレポート第180号、1999年)p2参照

(注9)同上p8参照

(注10)ホームページ([http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/ca\\_\\_indx.html](http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/ca__indx.html))のカナダ憲法の英訳より。

(注11)ヨアヒム・J・ヘッセ編、木佐茂男監修 北海道比較地方自治研究会訳「地方自治の世界的潮流:20カ国からの報告(上)」(信山社、1997年)p53参照

(注12)タスマニア州では、1988年に同州憲法に地方自治を保障する規定が盛り込まれ、クイーンズランド州では、2001年憲法において地方自治を保障する規定が設けられた。

(注13)自治体国際化協会「地方制度の概要 オーストラリア」p4及びp10 - 11、同「地方制度の概要 ニュージーランド」p7参照

## 第4節 中欧・北欧型

### 1 ドイツ

ドイツは、1949年制定の憲法(基本法)を持つ。その第20条は「ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的な連邦国家である。」と規定し、ドイツが連邦制国家であることを明記している(注1)。基本法に別段の定めがない限り、国家としての権限の行使及び任務の遂行は、州(Länder)が行うとされており(第30条)、また、基本法が連邦に与えていない立法権限は、州が有すると規定されている(第70条第1項)。そして、地方自治制度については、特に連邦権限として留保されていないため、各州の憲法及び法律によって規定されることになる。

しかしながら、基本法は、地方自治を保障するため、いくつかの規定を置いている。

中心となる規定は、第28条である。同条は、次のように規定している。

(仮訳)

「第28条

第1項 州の憲法秩序は、この基本法の意味における共和制的、民主的及び社会的な法治国家の原則に合致するものでなければならない。州、郡(Kreis)及び市町村(Gemeinde)は、普通直接、自由、平等及び秘密選挙により選出された住民の代表機関を持たなければならない。郡及び市町村の選挙においては、ヨーロッパ共同体各国の市民権を持つ者も、ヨーロッパ共同体の法律に基づき、選挙権及び被選挙権を有する。市町村においては、住民集会をもって代表機関に代えることができる。

第2項 市町村は、法律の範囲内で、地域共同体のすべての事項を、自らの責任で規律する権利が保障されなければならない。市町村連合も、法律が規定する任務の範囲内において、法律により定められる自治権を有する。この自治権には、財政的責任の基礎が含まれ、地域の経済活動に応じて税の割合を引き上げる市町村の権利は、その基礎の一部である。

第3項 連邦は、州の憲法秩序が、基本権並びに第1項及び第2項の規定に合致することを保障する。」

なお、第1項のヨーロッパ市民の選挙権・被選挙権に関する規定は、マーストリヒト条約の批准に伴い、1992年に追加されたものであり、第2項後段の市町村の財政に関する規定は、1994年及び1997年に修正されて現在に至っている。

この規定により、各州が地方自治制度を定めるに当たっては、市町村及び郡は、直接選挙された代表機関(議会)を持つこと、市町村は、自治に関して一般的権限を有すること(全権限性)、自治権には、財政的基盤を持つことが含まれること、が保障されているのである。

また、基本法には、本条第3項を受け、本条が保障する自治権の侵害に対する司法的救済規定が置かれている。それが、第93条第1項4b号であり、次のように規定されている。

(仮訳)

「第93条

第1項 連邦憲法裁判所は、次の事項について裁判を行う。

(中略)

4b 法律が第28条の自治権を侵害しているとの理由に基づく、市町村又は市町村連合による憲法違反の訴え。ただし、州の憲法裁判所へ訴えることができる州の法律は除かれる。

(後略)」

さらに、基本法は、第28条第2項の財政に関する規定を受け、第106条で市町村に対して割り当てられる税について規定している。

まず、所得税及び売上税の一定割合が、市町村に割り当てられる(同条第5項及び第5a項)。また、不動産税及び営業税は市町村に、地方消費税は市町村又は市町村連合に割り当てられる(同条第6項)。さらに、共同税のうち、州の取り分全体に対する一定割合が、市町村又は市町村連合に割り当てられるとし、それ以外に、州税歳入のうち、何を、どの程度まで、市町村又は市町村連合に割り当てるかは、州がその法律により決定するとしている(同条第7項)。

なお、経済全体の均衡が攪乱されることを防止するため、連邦法律は、地方団体の起債について、その最高限度額等の規制を行うことができるとされている(第109条第4項)。

## 2 オーストリア

オーストリアは、1920年制定の憲法を持つ。その第2条第1項は「オーストリアは、連邦国家である。」と明記し、ドイツと同様に連邦制国家であることを明らかにしている(注2)。地方自治については、第4章第C部「市町村」に第115条から第120条までの規定が置かれている。このうち、主要な規定についてみると、次のとおりである。

まず、市町村制度は、原則、州が定めるという規定である。すなわち、連邦の権限として明確に規定してあるものを除き、市町村(Gemeinden)に関する規定は、この第C部の各条項が定める原則に従って、州法により定めるとしている(第115条第2項)。

第2に、市町村の自治権についての規定である。州は、市町村に区分されるとし、その市町村は、自治権を持つ地方団体であり、かつ、地方行政区画でもあるとしている(第116条第1項)。また、市町村は、独立した経済団体であり、連邦法及び州法の範囲内で、あらゆる種類の財産を所有し、それを自由に取得又は処分し、企業経営を行い、また、独立して予算を管理し、税を課することができるとしている(同条第2項)。人口2万人以上の市町村は、州の利益が危険に晒されなければ、その要請に基づき、州法としての憲章が授けられるとしている(ただし、その発効には、連邦政府の承認が必要である)(同条第3項)。

第3に、市町村当局とその選挙に関する規定である。市町村には、住民により選ばれた議会、そして理事会及び市町村長が置かれなければならないとしている(第117条第1項)。議会の選挙は、比例代表制による直接選挙で行われる(同条第2項)。また、議会に選出された政党が、その勢力に応じて理事会に代表を送ることになる(同条第5項)。市町村長は、議会が選出するが、州憲法により、住民が直接選挙するとすることもできるとされている(同条第6項)。

第4に、市町村の権限についての規定である。市町村は、自らの範囲内にある権限と連邦又は州により委任された権限とを有する(第118条第1項)。自らの範囲内にある権限とは、排他的又は主として地域共同体に関する事項で、地域内で地域共同体により行われることに適しているすべての事項であるとされ、それは法律により明確に規定されなければならないとされている(同条第2項)。その上で、市町村に、その範囲内にある権限であり、その公的責任が市町村に保障されるものとして、職員の任命や地域安全行政など11項目が列挙されている(同条第3項)。それらの権限に関する業務の遂行については、市町村長及び理事会が、議会に対して責任を負うとされている(同条第5項)。

また、市町村は、連邦及び州の法律及び布告に反してはならないが、自らの範囲内にある権限に属する事項に関して、地方警察布告(local police ordinances)を発することができるとしている(同条第6項)。

第5に、委任された権限についての規定である。この委任権限には、連邦法に基づき、連邦の命令や指導に従って処理しなければならないものと、州法に基づき、州の命令や指導に従って処理しなければならないものがあり(第119条第1項)、それらの権限に属する事務は、市町村長が行うとしている(同条第2項)。

第6に、市町村に対する監督規定である。連邦及び州は、市町村が自らの範囲内にある権限の行使に当たり、法律や布告違反をしないように、特にその権限の踰越しないように、また、法的に市町村に任された義務を果たすように、市町村を監督すると規定している(第119a条第1項)。また、州は、市町村の財政運営について、その節約、効率及び便宜性の観点から調査することができるとしている(同条第2項)。一方で、市町村は、不服がある場合には、監督当局を行政裁判所及び憲法裁判所に訴えることができるという規定も置かれている(同条第9項)。

なお、市町村には、監督官庁の認可を受けて市町村組合を作る権利が認められ(第116a条)、また、オーストリア市町村連合及び市連合には、市町村の利益を代表する資格が認められている(第115条第3項)。

オーストリアでも、地方自治体は、憲法上、自治権が保障され、選挙された議会を有し、一般的権限を持つことが保障されている。しかし、一方で、憲法は、地方自治体を連邦や州の委任事務を処理する存在であるとも規定し、また、市町村に対する連邦及び州の監督についても規定している。なお、自治権や一般的権限があるといっても、多くの重要な権限が連邦に帰属するとされているため、州や市町村の排他的な権限は、ほとんど残されていないという指摘がある(注3)。

### 3 オランダ

オランダは、1815年に制定され、1983年に大幅な修正が行われた憲法を持つ。地方自治については、第7章「州、市町村及びその他の公共団体」(第123条から第136条)に規定されている。このうち主要な規定についてみると、次のとおりである(注4)。

まず、地方自治体である州(provinces)及び市町村(gemeeten)は、法律により消滅させ、創設することができる(第123条第1項)。また、州及び市町村の組織や、その執行機関の構成及び権限については、法律で定めるとしている(第132条第1項)。

第2に、地方自治体の権限について、州及び市町村の地域内事項(their own internal affaires)を規制及び管理する権限は、それぞれの執行機関に与えられなければならない(第124条第1項)、また、それら執行機関には、法律に基づくところの規制及び管理を行わせることができる(同条第2項)。

第3に、州及び市町村は、その最高機関として議会を有する(第125条第1項)、議会は、法律で定める場合を除いて、条例を制定することができる(第127条)。その議会の議員は、住民による直接選挙で、比例代表制の方式により選出される(第129条第1項及び第2項)。なお、市町村議会議員の選挙権及び被選挙権は、少なくともオランダ国民である住民に適用される要件を満たす場合には、オランダ国民以外の住民にも、法律により認めるとしている(第130条)。

第4に、州及び市町村は、議会に加えて、州においては執行部と州知事(the King's Commissioner)、市町村においては執行部と市町村長(the Mayor)により構成される行政府を持つとされている(第125条第2項)。州知事と市町村長は、国王により任命され(第131条)、それぞれの議会の議長を務める(第125条第3項)。また、州知事は、法律が定める場合には、政府の命令を執行する役割も果たすと規定している(第126条)。

第5に、地方税や中央政府との財政関係については、法律で定めるとしている(第132条第6項)。

第6に、地方自治体の監督に関する規定がある。まず、執行機関の監督については、法律で定めるとする(第132条第2項)。また、執行機関の決定に関しては、法律で定める場合にのみ事前の監督を行うことができると(同条第3項)、それが法律又は公共の利益に反する場合には、国王の命令によって破棄することができる(同条第4項)。さらに、法律に基づいた規制及び管理が行われない場合についての規定が法律により定められるとし、執行機関の義務遂行に著しい懈怠があった場合についての規定も法律で定めるとしている(同条第5項)。

オランダは、「分権型単一国家(a decentralized unitary State)」と言われている。しかしながら、憲法上の規定からみると、地方自治体に一般的権限や条例制定権を認めてはいるものの、首長の国王任命制を始めとして中央集権的色彩がかなり強いものとなっている。

### 4 スウェーデン

スウェーデンにおいては、統一的な憲法は存在せず、統治法(The Instrument of Government、

1975年)、王位継承法、出版の自由法及び表現の自由法が、統治法の第1章第3条により、国の基本法であるとされている。地方自治に関しては、同じく統治法の第1章第7条に、次のように規定されている(注5)。

(仮訳)

「第7条

第1項 スウェーデンは、市町村 (*kommuner, municipalities*) と県 (*landsting, county councils*) を有する。これら地方自治体の決定権は、選挙された議会により行使される。

第2項 地方自治体は、任務を遂行するために課税することができる。」

すなわち、スウェーデンでは、憲法上、市町村及び県の2つが地方自治体であること、選挙された議会がその権限を行使すること、そして地方自治体に課税権があること、が保障されているのである。ただし、憲法は、地方自治体の権限については触れておらず、それらについては、法律で規定されることになる(注6)。

また、戦争や戦争の危機に晒された場合には、地方自治体の決定権は、法律の規定に従って行使されなければならないとの規定が置かれている(同法第13章第13条)。

## 5 デンマーク

デンマークでは、1849年に憲法が制定されたが、その後の改正を経て、現在は、1953年制定の憲法を持つ。その憲法は、地方自治について、第82条で、次のように規定している(注7)。

(仮訳)

「第82条 国の監督の下で、独立して自らの事務を管理する市町村の権利は、法律によって定められなければならない。」

また、「地方自治体」との項目名がつけられた第86条には、次のような規定がある。

(仮訳)

「第86条 地方自治体の選挙人及び教区会議の選挙人の年齢要件は、常に国会の選挙人に適用されるものと同一でなければならない。フェロー諸島やグリーンランドに関しては、その年齢要件は、法律により又は法律に従って定められる。」

デンマークには、基礎的自治体としての市町村(*Kommune*)と広域自治体として県(*Amt*)という2種類の地方自治体がある。しかしながら、憲法上、その独立性と一般的権限が保障されているのは、市町村のみである。その市町村においても、具体的な権限は法律により定められ、その行使は国の監督の下で行われるとされている。

また、憲法は、地方自治体の機関については何も規定していないが、第86条は、選挙で選ばれた代表が地方自治体を運営することを前提とした規定である。しかも、同条は、地方自治体(*local government*)という言葉を用いており、市町村に限定していない。したがって、広域自治体である県についても、同条の憲法上の保障は及ぶものであると解される。

## 6 ノルウェー

ノルウェーは、1814年制定の憲法を持つ国である。その後、憲法改正が行われているが、その憲法には地方自治に関する規定はない(注8)。したがって、ノルウェーでは、地方自治制度は、すべて法律により規定されていることになる。

## 7 中欧・北欧型の特徴

以上、ドイツ、オーストリア、オランダ、スウェーデン、デンマーク及びノルウェーといった中欧・北欧型の6カ国をみてきた。

中欧型の諸国では、憲法上、地方自治体は、直接公選の議会を有し、一般的権限を持つことが保障されている。この中欧型の特色としては、地方自治体の監督に関する規定(オーストリア・オランダ)もみられるが、地方自治体の司法的救済に関する規定(ドイツ・オーストリア)が置かれていることが上げられる。また、ドイツでは地方自治体に対する税目の割当てについて、オーストリアでは市町村の一般的権限に属するものについて、それぞれ憲法で具体的に掲げられていることも、特色の1つである。

北欧型の諸国では、地方自治に関してはわずかしが規定されていない。スウェーデン憲法は、地方自治体の存在、議会及び課税権を認めた規定があるだけであり、デンマーク憲法には、市町村の一般的権限及び選挙人に関する規定があるだけである。ノルウェーに至っては、憲法上、地方自治については何も規定されていない。その他、地方自治に関するほとんどの事項は、法律に任されているのである。

(注1)ドイツについては、ホームページ(<http://www.jurisprudencia.de/index.html>)のドイツ憲法英訳版をベースとしている。

(注2)オーストリアについては、ホームページ(<http://www.bka.gv.at/service/publikationen/verfassung.pdf>)のオーストリア憲法英訳及び阿部照哉・畑博行編「世界の憲法集(第二版)」(有信堂、2000年)をベースとしている。

(注3)Committee of the Regions “Regional and Local Government in the European Union”2001p53参照

(注4)オランダについては、ホームページ([http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/nl\\_\\_indx.html](http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/nl__indx.html))のオランダ憲法英訳をベースとしている。

(注5)スウェーデンについては、ホームページ(<http://www.riksdagen.se/english/work/fundamental/government/>)のスウェーデン統治法英訳版をベースとしている。

(注6)Committee of the Regions “Regional and Local Government in the Union”2001p219参照

(注7)デンマークについては、ホームページ([http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/da\\_\\_indx.html](http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/da__indx.html))のデンマーク憲法英訳をベースとしている。

(注8)ノルウェーについては、ホームページ([http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/no\\_\\_indx.html](http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/no__indx.html))のノルウェー憲法英訳をベースとしている。

## 第5節 まとめ

### 1 憲法上の規定量

まず、対象とした各国(16カ国)が、地方自治に関して、憲法上、どの程度の規定を置いているか

を量的にみても、別添資料8(表 1)のとおりである。

アングロ型は、憲法上、地方自治に関する規定はほとんどない。規定が設けられているのは、アイルランドだけであり、1条文5項目であり規定量も少ない。北欧型も、地方自治に関する規定量は、少ない。デンマークでは、ゼロである。南欧型は、対象としたすべての国で、地方自治に関する章が設けられており、地方自治に関する規定量は一番多い。しかしながら、これは、フランスでは海外領土、スペインでは自治州という特別な地域や団体に関する規定があるためであり、イタリアの専ら州に関する規定も除いて考えた場合には、その規定量は、6～8条文10から20項目程度となり、中欧型と変わらない。ドイツを除いて考えた場合には、かえって、中欧型のほうが、章もしくは部を設け、多くの項目について規定していることになる。

## 2 憲法上の規定項目

次に、地方自治に関する規定が憲法にある国(10カ国)を対象として、どのような内容が規定されているかを項目別にみても、別添資料8(表 2)のとおりである。

まず、地方自治体の自治権の保障については、規定ぶりは様々であるが、すべての憲法で規定されている。なお、「補完性の原理」を地方自治の原則として明記しているのは、イタリアのみである。フランスは、考え方を取り入れたとされているが、その言葉自体を明示的に用いているわけではない。

次に、地方自治体の種類である。アイルランド憲法では、単に地方自治体(Local Government)と規定しているが、その他の国の憲法では、州、県及び市町村といった地方自治体の種類を踏まえた規定をしている。そのため、これらの国では、地方自治体に憲法上の地方自治体と法律上の地方自治体の2種類があることになる。フランスは、2003年の憲法改正により、従来、法律上の地方自治体であった州を新たに憲法上の地方自治体と位置づけた。なお、デンマークでは、憲法上の地方自治体は市町村のみで、県は法律に基づく地方自治体ということになる。

第3に、地方自治体の議会である。ほとんどの国の憲法が、地方自治体が選挙された議会有することを規定している。なお、イタリアは、州についてのみ、その旨を規定しており、また、デンマークは、地方自治体の選挙人(年齢)について規定しているが、議会についての規定はない。

第4に、その一方で、憲法に首長についての規定がある国は少ない。その中で、イタリアは、州が憲章で別の定めをした場合を除き、州の長は直接公選されると規定し、スペインでは、市町村長は、直接又は間接の選挙で選ばれると規定している。一方、オランダでは、地方自治体の長は、国王が任命すると規定されている。オーストリアでは、選任に関する規定はなく(議会により選出される(注))、市町村長は、自らの事務とともに委任事務を行う旨が憲法で規定されている。

第5に、地方自治体の権限である。規定ぶりは様々であるが、ほとんどの国が、地方自治体が一般的権限を持つことを憲法で規定している。規定がないのは、スウェーデンのみである。ただし、立法権まで規定しているのは少なく、オランダとイタリア(州のみ)だけである。なお、フランスは、地方行政命令権(pouvoir réglementaire)、オーストリアは、地方警察布告権(local police ordinances)を認めている。

第6は、地方自治体の財政に関する規定である。まず、地方自治体の課税権は、多くの国で憲法上規定されている。規定がないのは、ベルギー、アイルランド及びデンマークの3カ国だけである。課税権以外の財政に関する規定を置く国も多い。しかしながら、財政均衡化のための財政調整制度まで規定している国は少ない。

第7は、地方自治体に対する監督である。憲法上、地方自治体に対する監督について規定している国が結構多く、自治州に対してのみ規定があるスペインや国の代理権を規定するイタリアも含める



と7カ国と大半を占めることになる。

第8に、自治権侵害に対する救済である。ドイツ及びオーストリアの2カ国が自治権侵害に対する司法的救済を憲法上規定している。また、イタリアでは、州についてのみ規定している。

第9に、その他としては、憲法上、住民参加について規定している国が2カ国、地方自治体の境界保護について規定している国が1カ国、また、市町村の連合について規定している国が3カ国ある。

最後に、地方自治制度は、法律(連邦制国家の場合は、州法)により定められるという規定を憲法上置いている国が、半数の5カ国と結構多いことである。

(注)ヨアヒム・J・ヘッセ編、木佐茂男監修、北海道比較地方自治研究会訳「地方自治の世界的潮流：20カ国からの報告(下)」(信山社、1997年)p382参照。

(本章の参考文献)

- ・ヨアヒム・J・ヘッセ編、木佐茂男監修 北海道比較地方自治研究会訳「地方自治の世界的潮流：20カ国からの報告(上)、(下)」(信山社、1997年)
- ・阿部照哉・畑博行編「世界の憲法集(第二版)」(有信堂、2000年)
- ・木佐茂男「地方自治をめぐる世界の動向と日本」(「法律時報」第66巻第12号、日本評論社、1994年)
- ・樋口陽一・吉田善明編「解説世界憲法集(第4版)」(三省堂、2001年)
- ・山崎榮一「フランスにおける地方分権の動向(7)」(「地方自治」665、ぎょうせい、2003年)
- ・衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書(平成12年11月)
- ・衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書(平成13年11月)
- ・衆議院英国及びアジア各国憲法調査議員団報告書(平成15年3月)
- ・自治体国際化協会「アメリカにおけるホームルール」(クリアレポート第180号、1999年)
- ・Committee of the Regions “Regional and Local Government in the European Union”2001